

議 事 日 程 (第 4 号)

令和 5 年 9 月 29 日 (金曜日) 午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 報第 16 号 委員長報告
- 日程第 4 議第 70 号 財産の譲与について
- 日程第 5 議第 71 号 下呂市功労者等表彰条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議第 72 号 下呂市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議第 73 号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議第 74 号 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議第 75 号 下呂市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議第 76 号 下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設設置条例について
- 日程第 11 議第 77 号 下呂市児童館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議第 78 号 下呂市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 報第 17 号 委員長報告
- 日程第 14 議第 79 号 令和 5 年度下呂市一般会計補正予算 (第 6 号)
- 日程第 15 議第 80 号 令和 5 年度下呂市国民健康保険事業特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 1 号)
- 日程第 16 議第 81 号 令和 5 年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 17 議第 82 号 令和 5 年度下呂市介護保険特別会計 (介護サービス事業勘定) 補正予算 (第 1 号)
- 日程第 18 議第 83 号 令和 5 年度下呂市介護保険特別会計 (保険事業勘定) 補正予算 (第 1 号)
- 日程第 19 議第 84 号 令和 5 年度下呂市国民健康保険事業特別会計 (診療施設勘定) 補正予算 (第 1 号)
- 日程第 20 議第 85 号 令和 5 年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 21 議第 86 号 令和 5 年度下呂市学校給食費特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 22 議第 87 号 令和 5 年度下呂市水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 23 議第 88 号 令和 5 年度下呂市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 24 議第 89 号 令和 5 年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 25 議第 90 号 令和 5 年度下呂市立金山病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 26 報第 18 号 委員長報告
- 日程第 27 認第 1 号 令和 4 年度下呂市一般会計決算の認定について
- 日程第 28 認第 2 号 令和 4 年度下呂市国民健康保険事業特別会計 (事業勘定) 決算の認定について
- 日程第 29 認第 3 号 令和 4 年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

- 日程第30 認第4号 令和4年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算の認定について
- 日程第31 認第5号 令和4年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算の認定について
- 日程第32 認第6号 令和4年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）決算の認定について
- 日程第33 認第7号 令和4年度下呂市下呂財産区特別会計決算の認定について
- 日程第34 認第8号 令和4年度下呂市学校給食費特別会計決算の認定について
- 日程第35 認第9号 令和4年度下呂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第36 認第10号 令和4年度下呂市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第37 認第11号 令和4年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算の認定について
- 日程第38 認第12号 令和4年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定について
- 日程第39 議第91号 令和5年度下呂市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第40 委員会提出議案第4号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書
- 日程第41 発第1号 愛知淑徳学園飛騨林間学舎「淑友館」の取得に対する決議について
- 日程第42 議員派遣について
- 日程第43 閉会中の継続調査申出について

出席議員（14名）

議長	田 中 副 武	1番	鷺 見 昌 己
2番	田 口 琢 弥	3番	飯 塚 英 夫
4番	森 哲 士	5番	田 中 喜 登
6番	尾 里 集 務	7番	中 島 ゆき子
9番	今 井 政 良	10番	伊 藤 巖 悟
11番	一 木 良 一	12番	吾 郷 孝 枝
13番	中 島 新 吾	14番	中 島 達 也

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	山 内 登	副 市 長	田 口 広 宣
教 育 長	中 村 好 一	監 査 委 員	都 竹 基 己
会 計 管 理 者	中 谷 三 男	総 務 部 長	今 瀬 成 行
ま ち づ く り 推 進 部 長	田 谷 諭 志	地 域 振 興 部 長	小 池 雅 之
教 育 委 員 会 事 務 局 長	林 雅 人	環 境 部 長	田 口 昇

農 林 部 長	都 竹 卓	農 林 部 理 事	小 木 曾 謙 治
建 設 部 長	大 前 栄 樹	金 山 病 院 長	池 戸 美 紀
市 民 保 健 部 長	森 本 千 恵	福 祉 部 長	野 村 穰
観 光 商 工 部 長	河 合 正 博	消 防 長	齋 藤 進
上 下 水 道 部 長	今 村 正 直		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	今 井 満	書 記	細 江 隆 義
-------------	-------	-----	---------

◎開議の宣告

○議長（田中副武君）

おはようございます。お疲れさまです。

ただいまの出席議員は14人で定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、報道機関、広報「げろ」及びCCNより取材の申込みがございましたので、これを許可いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（田中副武君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番 鷲見昌己君、2番 田口琢弥君を指名いたします。

ここで、14番 中島達也君から発言の申出がございましたので、これを許可いたします。

中島達也君。

○14番（中島達也君）

ただいま議長からお許しをいただきました。

去る9月19日の本会議一般質問における私の発言内容について、事実と異なることがございましたので、ここに謹んでおわび申し上げ、発言の訂正をお願いするものであります。

国道41号を横断する歩行者の安全確保に係る一般質問の中で、国道を渡ろうとしていた方がトラックにはねられ_____という重大な事故が発生したと発言してしまいました。実際は、被害に遭われた方は現在意識不明の重体で、現在も入院されておられます。今はお会いすることはできませんが、後日、御本人並びに御家族の方にお会いし、直接謝罪を申し上げたいと考えています。あわせて、執行部の皆様はじめ関係者の皆様に変御迷惑をおかけし深くおわびを申し上げます。

最後に、御本人の一日も早い回復を心よりお祈り申し上げ、改めておわびと訂正をお願い申し上げます。本当に申し訳ありませんでした。

○議長（田中副武君）

続いて、市長から発言の申出がございましたので、これを許可いたします。

市長。

○市長（山内 登君）

議長より発言の御許可をいただきましたので、発言の訂正をさせていただきます。

私も9月19日の一般質問のうち、14番 中島達也議員の答弁の中で、交通事故の当事者の方が_____という趣旨の発言をいたしましたので、事実確認をさせていただいたところ、御存

命であることを確認いたしました。この件に関しまして、御家族並びに関係者の皆様には心からおわびを申し上げ、この部分の発言を訂正させていただきます。今後はこのようなことがないよう十分注意してまいります。

また、最後になりますが、現在も病気、けがで入院されてみえる当事者の方の本当に一日も早い御回復を心からお祈り申し上げまして、私からの訂正の発言とさせていただきます。本当に申し訳ございませんでした。よろしく申し上げます。

◎諸般の報告

○議長（田中副武君）

日程第2、諸般の報告を行います。

専決処分事項の報告は、事前に配付しておりますので御承知願います。

◎報第16号について

○議長（田中副武君）

日程第3、報第16号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第4、議第70号 財産の譲与について、日程第5、議第71号 下呂市功労者等表彰条例の一部を改正する条例について、日程第6、議第72号 下呂市体育施設条例の一部を改正する条例について、日程第7、議第73号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について、日程第8、議第74号 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第9、議第75号 下呂市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例について、日程第10、議第76号 下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設設置条例について、日程第11、議第77号 下呂市児童館条例の一部を改正する条例について、日程第12、議第78号 下呂市火災予防条例の一部を改正する条例について、以上9件を一括議題といたします。

審査結果について、所管委員長の報告を求めます。

総務教育民生常任委員会委員長 尾里集務君。

○総務教育民生常任委員長（尾里集務君）

おはようございます。お疲れさまです。

委員長報告を申し上げます。

令和5年9月20日午前9時30分から、下呂庁舎3階第1会議室において、委員全員と執行部から市長、副市長、教育長をはじめ担当部課長の出席をいただき、総務教育民生常任委員会を開催し、令和5年第5回下呂市議会定例会において当委員会に審査を付託されました議第70号 財産の譲与についてから議第78号 下呂市火災予防条例の一部を改正する条例についてまでの9議案について審査をいたしました。

審査の結果、9議案全て全会一致で可決すべきものと決しました。

審査の内容の一部を紹介させていただきます。

議第72号の下呂市体育施設条例の一部を改正する条例については、馬瀬体育館を民間事業者に譲与するため廃止するとの説明がありました。委員から経緯について質問があり、担当課からは隣接する旧馬瀬中学校校舎の譲与を受けた民間事業者から申入れがあり、地元自治会や利用団体と協議を行い同意が得られたため、譲与に向けて手続を行うとの答弁がありました。

また、議第76号 下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設設置条例については、令和6年3月完成に向け整備が進められている（仮称）新子育て支援施設について、今回条例を制定し、施設の正式名称や構成する施設等を定めるものであります。委員からは愛称について質問があり、担当課からは高校生以下の子供さんのいる家庭から公募を行い、現在選定中との答弁がありました。

また、議第77号 下呂市児童館条例の一部を改正する条例については、新子育て支援施設内に萩原児童館が設置されるため、萩原北児童館を廃止するとの説明がありました。委員からは萩原北児童館の利用者から存続の要望がなかったか質問があり、担当課からは児童館の廃止後は萩原北子育て支援センターを設置し、今まで児童館を利用していた児童さんも引き続き利用ができるよう運営を行う旨の答弁がありました。

以上で、総務教育民生常任委員会の報告とさせていただきます。

◎議第70号から議第78号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（田中副武君）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本9件に反対者の発言を許可いたします。

討論はございませんか。

[挙手する者なし]

次に、本9件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

議第70号 財産の譲与について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第70号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第71号 下呂市功労者等表彰条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第71号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第72号 下呂市体育施設条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第72号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第73号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第73号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第74号 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第74号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第75号 下呂市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第75号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第76号 下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設設置条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第76号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第77号 下呂市児童館条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第77号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第78号 下呂市火災予防条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第78号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎報第17号について

○議長（田中副武君）

日程第13、報第17号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第14、議第79号 令和5年度下呂市一般会計補正予算（第6号）、日程第15、議第80号 令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）、日程第16、議第81号 令和5年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第17、議第82号 令和5年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）、日程第18、議第83号 令和5年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）、日程第19、議第84号 令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第1号）、日程第20、議第85号 令和5年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第1号）、日程第21、議第86号 令和5年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第2号）、日程第22、議第87号 令和5年度下呂市水道事業会計補正予算（第2号）、日程第23、議第88号 令和5年度下呂市下水道事業会計補正予算（第1号）、日程第24、議第89号 令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第1号）、日程第25、議第90号 令和5年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第1号）、以上12件を一括議題といたします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長 田口琢弥君。

○予算特別委員長（田口琢弥君）

おはようございます。

委員長報告を申し上げます。

令和5年9月22日午前9時30分から、下呂庁舎3階第1会議室において、委員全員と議長、執行部からは市長、副市長、教育長をはじめ担当職員の出席をいただき、予算特別委員会を開催いたしました。令和5年第5回下呂市議会定例会において当委員会に審査を付託されました議第79号 令和5年度下呂市一般会計補正予算（第6号）から議第90号 令和5年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第1号）までの12会計の補正予算について審査いたしました。

審査の一部を紹介させていただきます。

議第79号の審査では、公用自動車更新事業において、担当課から脱炭素社会、燃料費対策のために軽貨物電気自動車（EV）を購入するとの説明があり、委員から購入する軽貨物電気自動車の配置場所と主な用途はとの質問に対し、フル充電で150キロ走行可能な車両を購入予定であり、まずは萩原振興事務所に配備し、庁舎間の移動や訪問活動に使用します。今後、各振興事務所に少なくとも1台のEVを配備したいとの答弁がありました。

また、観光客誘致対策事業において、担当課からコロナ禍で実施できなかった下呂市観光大使の交流会を開催するための増額補正との説明があり、委員からの人口減少の中、関係人口を創出していかなければならない現状下で、観光大使の協力、支援が必要不可欠であるが市の考えはとの質問に対し、観光部門に限らず市から様々な情報を発信するとともに、意見交換を行うことで

観光大使のネットワーク化を図っていききたいとの答弁がありました。

また、公園緑地整備事業において、飛驒川公園の6歳から12歳向けの児童用遊具の設置で、物価高騰に伴う原材料費等の増額及び6歳以下の幼児、乳幼児用遊具の設置を追加するための増額補正との説明があり、委員からの遊具の設置により、グラウンドゴルフ場、サッカー場等への影響はないかとの質問に対し、遊具は公園北側に設置し、南側のグラウンドなどには影響はない。南側のトイレも検討中との答弁がありました。

審査の結果としましては、議第80号から議第82号までの3議案及び議第84号から議第90号までの7議案は全会一致、議第79号及び議第83号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の結果についての報告を終わります。

◎議第79号から議第90号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（田中副武君）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本12件に反対者の発言を許可いたします。

[挙手する者あり]

13番 中島新吾君。

○13番（中島新吾君）

13番 中島新吾です。

私は、議第79号、一般会計補正予算（第6号）の反対討論をします。

一般会計補正予算（第6号）は、市民生活、社会経済活動の回復、支援を理由とする地域公共交通等燃料高騰対策支援として市内の交通事業者に給付される363万円、そして子育て世帯の物価高騰対策支援として0歳から18歳の子供1人当たり1万円が給付される4,114万円の予算が計上されています。燃料や食料品など、物価高騰に大きな影響を受けている市民への必要な支援であり、評価します。

私は、この施策の一つ、子育て世帯の物価高騰対策支援として給付される給付金は、クロスIDによる電子ポイントを利用するスマートポストの方法が取られており、スマートポストはマイナンバーカードと連携したデジタルIDです。確かにデジタル化が進むことで、暮らしにおいて便利になることはよいことです。でも、マイナンバーカードを取得している人は利用でき、取得していない人は利用できない制度です。今回は、ポイントを申請しない人には商品券が配付され

ますが、市はこのスマートポストの仕組みを利用したさらなるサービス拡大を目指すとしています。

今、全国でマイナ保険証に関わり多くのトラブルが発生し、マイナンバー制度そのものの問題も含めて大きな国民的課題になっており、政治と政府への信頼が大きく揺らいでいます。そのことは、内閣への支持率にはっきり表れています。

私はこのスマートポスト事業を、国のデジタル田園都市国家構想交付金を使ったマイナンバーカード利用横展開事例創出型の事業として、その先進事例として市が積極的に取り組んでいます。このマイナンバーカードの問題が、これだけ大きな国の問題になり、その検証や今後の在り方が問われているのに、市は国の言いなりに、マイナンバーカードの普及と活用を今までどおり進めると答えています。デジタル技術の発展が本当に有効にみんなの幸せにつながるためには、市民と行政の信頼関係が絶対に不可欠です。マイナンバーカードには、個人情報の漏えいに対する大きな不安があります。法律的にマイナンバーカードを取得するかしないかは個人の判断、任意なんです。

市は、今後スマートポストのサービスを拡大していく方向を示していますが、マイナンバーカードを取得しない人、デジタル化になじめない人は、実質的にサービスを受けるのが難しくなります。利便性の向上を享受できる人とそうでない人という形で、住民の中で格差が生まれるようなことになってはいけません。デジタルサービスの活用や取組を国の言いなりに他の自治体より先に手を挙げて推進するというやり方ではなく、デジタルの技術が本当に市民に、その暮らしに有効なのかを検証するために、市民と話し合い、合意を得て進めることが必要です。その意味で、一旦足を止めて、今の進め方、やり方を考え直すべきです。

以上、反対討論とします。

○議長（田中副武君）

次に、本12件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本12件に反対者の発言を許可いたします。

討論はございませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第79号 令和5年度下呂市一般会計補正予算（第6号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手多数であります。よって、議第79号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第80号 令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第80号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議第81号 令和5年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第81号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第82号 令和5年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第82号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第83号 令和5年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議第83号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第84号 令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第1号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第84号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第85号 令和5年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第1号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第85号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第86号 令和5年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第2号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第86号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第87号 令和5年度下呂市水道事業会計補正予算（第2号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第87号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第88号 令和5年度下呂市下水道事業会計補正予算（第1号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第88号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第89号 令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第1号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第89号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第90号 令和5年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第1号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第90号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎報第18号について

○議長（田中副武君）

日程第26、報第18号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第27、認第1号 令和4年度下呂市一般会計決算の認定について、日程第28、認第2号 令和4年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算の認定について、日程第29、認第3号 令和4年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、日程第30、認第4号 令和4年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算の認定について、日程第31、認第5号 令和4年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算の認定について、日程第32、認第6号 令和4年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）決算の認定について、日程第33、認第7号 令和4年度下呂市下呂財産区特別会計決算の認定について、日程第34、認第8号 令和4年度下呂市学校給食費特別会計決算の認定について、日程第35、認第9号 令和4年度下呂市水道事業会計決算の認定について、日程第36、認第10号 令和4年度下呂市下水道事業会計決算の認定について、日程第37、認第11号 令和4年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算の認定について、日程第38、認第12号 令和4年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定について、以上12件を一括議題といたします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長 森哲士君。

○決算特別委員長（森 哲士君）

委員長報告を申し上げます。

令和5年9月25日、26日、27日の3日間、午前9時30分から、下呂庁舎3の1会議室において、委員全員と市長、副市長、教育長ほか執行部各部局の出席いただき、決算特別委員会を開催し、令和5年第5回下呂市議会定例会において当委員会に審査を付託されました令和4年度の一般会計決算、7つの特別会計決算及び4つの公営企業会計決算について審査を行いました。

審査の結果、認第2号 令和4年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算の認定について、認第4号 令和4年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算の認定

について、認第6号 令和4年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）決算の認定についてから認第9号 令和4年度下呂市水道事業会計決算の認定についてまでの4議案、認第11号 令和4年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算の認定について及び認第12号 令和4年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定についての合わせて8議案は全会一致で、認第1号 令和4年度下呂市一般会計決算の認定について、認第3号 令和4年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、認第5号 令和4年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算の認定について及び認第10号 令和4年度下呂市下水道事業会計決算の認定についての4議案は賛成多数で認定すべきものと決しました。

審査の一部を紹介させていただきます。

認第1号、令和4年度下呂市一般会計決算では、森林環境譲与税の活用実績について詳細な説明があり、委員からは評価をしながらもさらなる活用について質問がありました。執行部からは、以前は森林環境譲与税の使い方について国から細かい指導があったが、現在は活用を促す方向に変わってきている。ただし、森林環境譲与税は国から譲与されるため、最終的な説明責任は市にあることから、引き続き的確に活用を図っていききたいとの答弁がありました。

認第5号 令和4年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）の決算では、介護人材の不足が昨今課題となっている中、人材の確保のため処遇改善の取組について質問があり、執行部から介護士の報酬については国の基準もありハードルが高いが、令和6年度末までに策定する第3次総合計画の中で抜本的な対策を検討したいとの答弁がありました。

以上、決算特別委員会の報告といたします。

◎認第1号から認第12号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（田中副武君）

委員長報告を終わり、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本12件に反対者の発言を許可いたします。

[挙手する者あり]

12番 吾郷孝枝さん。

○12番（吾郷孝枝君）

12番 吾郷孝枝です。

認第1号、令和4年度一般会計決算の認定について、反対討論を行います。

私たち日本共産党議員団は、当初予算においてコロナ感染防止と社会的弱者支援を優先し、福

社施策の維持、地元中小企業や農林業を大切にした地域内経済循環の活性化を目指すことを優先した予算であるかどうかを判断の物差しとしました。その上で、幾つかの課題を指摘して当初予算に反対をしました。

その物差しで、まず第1に、市民の暮らしと経営の支援ですが、食料品や電気代、燃料などの高騰に対する低所得者世帯や子育て世帯への支援金の給付が行われ、また地元応援商品券の発行は広く市民から喜ばれ、好評でした。それで、中小規模事業者への温かい支援となりました。

こういった中、コロナの打撃に加え、物価の高騰という未曾有の経済状況の下で、中小規模事業者への支援については、月次支援金、一時支援金などの交付、観光業、交通事業者への支援が行われました。しかし、先が見えない厳しい状況に対して、事業者の悩みや困難とじかに向き合い一緒に取り組むことは、体制的にも支援内容についても課題が残りました。

農業への支援について、林業関係では精力的に業務の展開をされましたが、農業関係について、生産現場での高齢化などを原因とする生産力低下など、厳しい状況に対応できていませんでした。

第2に、子育て支援についてですが、萩原の新子育て支援施設建設の計画、準備が進められ、萩原小学校の長寿命化改修工事などが行われました。今年度からは、18歳までの医療費無料化などが実施されています。こうした市民の願いに応える事業が始まっていますが、少子化がどんどん進む中での子育て支援の強化は喫緊の課題であり、市長の公約の一部でもあるので、学校給食費の負担、無償化を目指すなど、さらに強力な支援の具体化が必要です。

第3に、今述べた事業の財源は、ほとんどが国からの地方創生臨時交付金や補助金などです。今述べたように、まだ課題が残されています。私たちは、従来からもっと市民の暮らしと経営を現実に寄り添って必要な支援を進めるために、市は財政調整基金などをもっと活用するよう求めてきました。決算では、財政調整基金を含む特定目的基金は前年度の額を上回っています。まだ財政調整基金の活用で暮らしと経営への支援はもっとできたと考えます。

第4に、4月からデジタル課が設置され、市のデジタル化推進事業が強化されました。デジタル技術は、人類の発展の上にあるものです。その技術はさらに展開し、発展します。そして、その技術は、真に人の幸せのために使われるように発展しなくてはなりません。それには、社会的ルールが必要です。それは、将来の社会においても重要な意味を持っているからです。しかし、残念ながら日本において、現在はデジタル技術の利便性と危険性の両面からの解明と対策は全く不十分な到達点です。先ほど一般会計の補正予算（6号）の討論で指摘したように、マイナンバーカードをめぐる問題がそのことを明らかにしているではありませんか。

国のデジタル田園都市国家構想では地方の課題解決や地方を活性化させるといっていますがけれども、住民との信頼関係がしっかりしていなくては、そうした構想も実りあるものにはなりません。市は、国の言いなりの取組をほかの自治体に率先して進めるのではなく、デジタルの技術が本当に市民の暮らしに有効なのかを検証するため、市民と話し合い、合意を得て進めることが必要です。その意味で、今の進め方、やり方を考え直すべきだと考えます。また、デジタル化推進については、働き方も含め、職員としっかりと話し合いを進めることが必要です。

第5に、取り組まれた組織再編ですが、その前の課題として、職員不足で市民としっかり向き合えない実態があります。また、現場の声、つまり市民の声を受け止めたものか、その現場で働く職員とのしっかりとした話合いの中でつくられたものなのかという点で、現場からの提案を大事にするボトムアップよりトップダウンが優先しているように受け止められます。

以上、5点を指摘して反対討論とします。

次に、認第3号、後期高齢者医療特別会計決算ですが、これから被保険者が増える状態で医療の窓口負担が引き上げられ、医療受診の抑制につながるおそれがあり、高齢者を大切にするのではなく切捨てになります。高齢者を差別する医療制度そのものに反対の立場から、賛成することはできません。

次に、認第5号、介護保険特別会計（保険事業勘定）決算については、介護サービスが必要とする人に十分に実施できていない現状は、保険料を払っているのに介護サービスが足りない状況です。高齢化が進み、介護サービスの充実が切実に求められているとき、その将来の介護問題を打開する方向が示されていないことから、賛成することはできません。

市として、事業者や福祉団体との話合いをさらに広げ、その声を受け止めて深める必要が強く求められています。高齢者の皆さんの現実をしっかりと把握して、市の高齢者の福祉と介護をどうしていくのかというビジョンづくりと具体的取組をすぐに開始するべきです。そうした現状あるだけに、国・県に対して、人材不足対策と働く人の処遇改善に向けしっかり声を上げていくことを強く求めるものです。

次に、第10号、下水道事業会計決算では、岐環協との合理化協定に基づいた事業委託の在り方の見直しが必要との立場から、賛成できません。それは、現場での市の責任と現場業務に係る技術の継続が守れるのか、将来への不安が強くあるからです。

以上、反対討論といたします。

○議長（田中副武君）

次に、本12件に賛成者の発言を許可いたします。

[挙手する者あり]

14番 中島達也君。

○14番（中島達也君）

今、本議会に上程された内容は、令和4年度の決算認定であります。議長は、認定に賛成か反対かを求めています。国の制度、事業に反対だから決算認定にも反対というのは、私には理解できません。執行部も答弁をできるはずがありません。それならば、反対するのであれば、修正案、代案を僕は提出すべきだというふうに考えております。

私は、3月の予算議会、9月の決算議会において、地方自治法等に基づき議会に報告し、認定することが義務づけられているというふうに考えています。そのために、執行部は膨大な資料を作成され、詳細にわたり時間をかけて丁寧に説明をされています。ちょっと小生意気なことを言うかもしれませんが、それに費やされた御労苦に対して、採決だけではなく議論で意思表示をす

ることが礼儀であると考えています。最後になるかもしれない討論をすることによって、若い世代の方に少しでもお伝えできることであれば幸いというふうに考えております。

それで、私は賛成の立場で一言申し上げたいと思います。

まずもって、3日間にわたる決算委員会、お疲れさまでございました。膨大な説明資料を作成され、詳細に御説明いただきましたこと、改めて執行部、担当職員に感謝を申し上げます。

私は決算認定について、まずは監査委員さんからの意見書を読み込み、何が問題なのか大ざっぱに把握することにしています。そして、いつも大体3つの視点からチェックをするようにしています。

1つは、経常収支についてです。要は、黒字であったか赤字であったかを確認いたします。令和4年度の決算、一般会計の実質収支は、繰越明許費を除くと13億7,712万の黒字です。また、国民保険事業会計の実質収支1億487万円をはじめ7特別会計の合計実質収支は3億7,687万の黒字となりました。下呂市になってから一度も赤字決算になったことはありません。このことは、赤字に陥ることがないように適正な基金運用、すなわち財政調整基金が大きな役割を果たしております。4年度は約8割の基金積立てをされ、事業に伴う不足分約10億4,000万を取り崩し、充当されております。それでも不足の場合は、有利な起債をされております。この財政調整基金はもしものときのためにということで、多ければ多いというものではありません。平成28年の財政調整基金の積立額が、合併後ピークで84億になっておりました。下呂市の財政規模から見ても30億円程度が適正であると、何度も時の執行部に訴えてまいりました。今は災害を鑑み、ほぼ適正に運用されていると判断をしております。

また、決算収支が適正かを判断するのに実質収支比率というものがあります。決算資料にはなかった数字であります。従来から3%から5%が望ましいと言われる中で、委員会の中で財務課長は、下呂市はほぼ10%程度であるというふうに答弁されました。赤字よりも黒字であることが望ましいのですが、行政の場合、黒字が多いのも問題です。過度の黒字があるということは、それだけ行政サービスをきちんと行っていないと判断もできます。次年度よりこの数値を分析されて、行政サービスに生かしてほしいと考えております。

2つ目は、財政の健全化についてであります。財政が健全であるかの判断として、実質赤字比率、将来負担比率等がありますが、いずれも下呂市の場合、適正な数字になっております。しかし、財務課長からも指摘がありましたように、財政の硬直化を判断する財政力指数は0.329となっており、合併時0.4前後であったものが年々低くなってきております。だんだんと財源に余裕がない状態に向かっていると判断します。

しかし、下呂市の財政運営は、決して綱渡り、自転車操業になっているわけではありません。貴重な財源に市長のトップセールスによる普通交付税や補助金の獲得、拡充、ふるさと納税などの税収外収入の増加の施策、関係人口の創出、職員のスキルアップなど、総合力を駆使すれば成長軌道に乗せられると思います。下呂市には、昔から伝統的なやりくり上手な財政運営があります。

最後の視点は、この決算を踏まえて、今後の予算編成、事業化についてであります。まずは、決算委員会を通じ多くの委員の方が提言をされました。しっかり受け止めていただきたいと思います。市民の切なる声と受け止めていただいても結構です。すぐの財源措置は難しいということはお分かっておりますが、1年2年をめどに事業化の検討、または分析をお願いしたいというふうに思います。

決算で評価すべき点が幾つもありました。合併特例債事業において一般財源4,800万円を追加し、地域振興基金として9億7,600万円を積立てされたことや、令和5年度にかけ、懸案であった上水道料金改定に真正面から取り組まれました。森林環境譲与税を最大限活用した取組、特に令和5年度事業化された跡津の沿道伐採、来年度から国民1人1,000円の環境税が賦課される前に、市民に見せる事業として大きく評価をしております。

今後、少子高齢化等によって税収等が減る中で、扶助費などの義務的経費が増えてまいります。だからといって、投資的経費を減らせば、市内の建設業者関係等をはじめ、公共事業を柱とする事業者の雇用にも大きく影響してきます。黒字が大きくなった裏には、やり切れなかったこともいろいろあろうかと思えます。いろいろ申し上げましたが、かいつまんで意見を述べ、令和4年度決算認定の賛成討論といたします。

最後に、執行部と議会は一枚岩です。議会は是々非々で今後も意見を述べさせていただきます。今、議会改革特別委員会では反問権の付与について真剣に検討されております。今後、いつきの感情に走らず、紳士的な活発な議論があつてこそ、下呂市の前進につながっていくと信じております。70代は働き盛りと心得ております。共に頑張りましょう。

○議長（田中副武君）

次に、本12件に反対者の発言を許可いたします。

討論はございませんか。

[挙手する者なし]

次に、本12件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

認第1号 令和4年度下呂市一般会計決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手多数です。よって、認第1号については、認定することに決定いたしました。

認第2号 令和4年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、認第2号については、認定することに決定いたしました。

認第3号 令和4年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、認第3号については、認定することに決定いたしました。

認第4号 令和4年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、認第4号については、認定することに決定いたしました。

認第5号 令和4年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、認第5号については、認定することに決定いたしました。

認第6号 令和4年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、認第6号については、認定することに決定いたしました。

認第7号 令和4年度下呂市下呂財産区特別会計決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、認第7号については、認定することに決定いたしました。

認第8号 令和4年度下呂市学校給食費特別会計決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、認第8号については、認定することに決定いたしました。

認第9号 令和4年度下呂市水道事業会計決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、認第9号は、認定することに決定をいたしました。

認第10号 令和4年度下呂市下水道事業会計決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、認第10号については、認定することに決定いたしました。

認第11号 令和4年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算の認定について、委員長の報告は認

定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、認第11号については、認定することに決定いたしました。

認第12号 令和4年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、認第12号については、認定することに決定いたしました。

◎議第91号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（田中副武君）

日程第39、議第91号 令和5年度下呂市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

議第91号について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登君）

ただいま上程されました議第91号 令和5年度下呂市一般会計補正予算（第7号）につきましては、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、早期復旧が求められる災害本復旧事業や早急に対応しなければならない事業費について上程をさせていただいております。

内容につきましては、8月16日の台風第7号の影響による豪雨の災害対策で、応急復旧費を含む災害復旧事業として、農地、農業施設、林道、市道、河川に係る事業費を計上しております。

これ以外では、急遽対応が必要となったものとして、下呂庁舎で会議資料や議案等を印刷する高速カラープリンターの不具合による機器更新費用の増額や、観光客誘致として平日の宿泊客の増加や宿泊施設の雇用の安定を目指した団体旅行誘致促進のための予算の組替えなどを計上しております。

詳細につきましては、まちづくり推進部長が御説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（田中副武君）

次に、議第91号について、詳細説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

それでは、議第91号 令和5年度下呂市一般会計補正予算（第7号）の詳細説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

令和5年度下呂市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出決算の補正です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億809万2,000

円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ245億6,638万8,000円とするものです。款項の区分、金額等は第1表 歳入歳出予算補正によります。

第2条は、繰越明許費の補正で、繰越明許費の追加は、第2表 繰越明許費補正によります。

第3条は、地方債の補正で、地方債の追加は第3表 地方債補正によります。令和5年9月29日提出。

4ページをお開きください。

第2表 繰越明許費補正で、繰越明許費の追加は、道路メンテナンス事業の益田橋長寿命化補修工事において、長寿命化に合わせて行う道路照明の更新に伴う引込線が国道側から引き込めないことが9月上旬に判明したため、県道側からの引込みに関し道路管理者等との協議に不測の期間を要することから、年度内完成が見込めなくなったもので2億2,588万2,000円を計上するものです。

5ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正で、災害復旧債に係る補正です。

災害復旧債の追加は、林業施設災害復旧事業分が7,350万円の増額、公共土木施設災害復旧事業分が880万円の増額になります。

補正内容は事項別明細書にて説明いたしますので、8ページをお開きください。

歳入でございます。

13款分担金及び負担金、1項分担金、4目災害復旧費分担金73万円の増額は、金山地内の農地と農業施設の災害復旧事業に係る分担金です。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金1,467万4,000円の増額は、金山地内の河川の災害復旧事業に係る国庫負担金です。

16款県支出金、2項県補助金、9目災害復旧費県補助金8,078万8,000円の増額は、金山地内の農地、農業施設の災害復旧事業に係る県補助金302万5,000円と林道の災害復旧事業に係る県補助金7,776万3,000円でございます。

9ページを御覧ください。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金2,960万円の増額は、今回の補正で財源調整のために財政調整基金から繰り入れる400万円と、災害復旧事業の財源として災害対策基金から繰り入れる2,560万円です。

22款市債、1項市債、9目災害復旧債8,230万円の増額は、林道の災害復旧事業に係る林業施設災害復旧債が現年発生補助災害復旧事業で6,700万円、一般単独災害復旧事業で650万円、公共土木施設災害復旧債のうち、河川分の現年発生補助災害復旧事業が730万円、市道分の一般単独災害復旧事業が150万円です。

10ページをお開きください。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費333万3,000円の増額は、下呂庁舎で会議資料や

議案等を大量印刷する高速カラープリンターが不具合により業務に支障を来しており、また修理しても改善が見られないことから、同等品のプリンターを購入する費用を増額するものです。

その下、7款商工費、2項観光費、2目観光振興費は、平日の宿泊客の増加や宿泊施設の雇用の安定を図るため、団体旅行誘致を積極的に促進する中で、今年度中の利用に目途が立ったコンベンションビューロー負担金の不用見込額150万円を減額し、当初想定以上の利用が見込まれる団体着地型観光誘致事業負担金に同額の150万円を増額するものです。

その下、11款災害復旧費については、令和5年8月16日の台風第7号の影響による豪雨により被災した農地、農業施設、林道、河川、市道の災害復旧事業費を増額計上するものです。

1項農林水産業施設災害復旧費、1目農地災害復旧費140万円の増額は、金山地内の農地の復旧工事費110万円と、応急復旧に係る重機借上料30万円です。

その下、2目農業施設災害復旧費415万円の増額は、金山地内の用排水路の復旧工事費275万円と、応急復旧に係る重機借上料や原材料支給及び補助の対象とならない復旧工事費など140万円です。

3目林業施設災害復旧費は1億7,321万5,000円の増額で、金山地内の林道の災害復旧費で、重機借上料や原材料支給、補助の対象とならない復旧工事費などが2,100万円、補助対象となる林道3路線の復旧工事費1億5,221万5,000円を計上しました。

12ページをお開きください。

2項公共土木施設災害復旧費2,570万円の増額で、現年補助災害復旧事業として河川3か所の施設整備工事2,420万円と、現年市単災害復旧事業として市道1か所の施設整備工事150万円です。

14款予備費は、今回の補正の財源調整のために29万4,000円を増額するものでございます。

13ページを御覧ください。

地方債の調書でございます。

表の右下が令和5年度末の残高見込額で、228億7,628万2,000円となる見込みです。

以上で、令和5年度下呂市一般会計補正予算（第7号）の説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（田中副武君）

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

3番 飯塚英夫君。

○3番（飯塚英夫君）

私のほうから、1点だけ確認させていただきます。

予算書4ページの繰越明許費についてであります。この繰越しが必要となった理由としまして、何か引込線を既設道路照明と同様に国道側から云々という理由でありましたが、こういったスタイルの引込線は市内のあちこちにあると思うんですが、今後こういった事態が発生した場合

は国道からの占用は一切できないのか、このケースだけが特別なのか、1つ確認いたします。

○議長（田中副武君）

建設部長。

○建設部長（大前栄樹君）

今回、特別な事案でというふうに捉えております。占用の規定が、変更に伴いまして対応が変わったというふうに聞いておりますので、それぞれ事案によって占用の許可の取り方が変わってくるというふうに考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中副武君）

3番 飯塚英夫君。

○3番（飯塚英夫君）

分かりました。こういった事態が発生することが事前に分かれば、またよく事前に調査して向かっていただきたいと思います。以上です。

○議長（田中副武君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明していただきました議第91号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第91号については、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第91号 令和5年度下呂市一般会計補正予算（第7号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第91号は、原案のとおり可決されました。

◎委員会提出議案第4号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（田中副武君）

日程第40、委員会提出議案第4号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

産業経済常任委員会委員長 田中喜登君。

○産業経済常任委員長（田中喜登君）

委員会提出議案第4号につきまして、趣旨説明を申し上げます。

委員会提出議案第4号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書。

標記について、別紙のとおり下呂市議会会議規則第14条第2項の規定に基づき提出する。令和5年9月29日提出。提出者、産業経済常任委員長 田中喜登。

提案理由。森林環境譲与税の譲与基準の見直しを行うことを求めるためでございます。

それでは、意見書のほうを読み上げさせていただきます。

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書。

森林環境譲与税は、温室効果ガス排出削減や自然災害の防止を図るため、森林整備に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設され、令和元年度より地方自治体への譲与が始まり、地方が直面する森林整備の課題に対応するための財源として活用が期待されている。

しかし、総額の10分の5を私有林人工林面積、10分の2を林業従事者数、10分の3を人口で案分する現行の譲与基準では、人口が突出して多い大都市に対する配分額が過度に高くなる仕組みとなっているとともに、森林面積が少ない自治体ほど基金等への積立てが多くなっているのが現状である。

また、森林環境譲与税は、現在、地方公共団体金融機構の「公庫債権金利変動準備金」を活用しているが、令和6年度からは個人住民税に1,000円を上乗せして徴収する「森林環境税」を原資とすることとなっており、今まで以上に有効に活用していくことが求められる。

よって、国におかれては、森林環境譲与税の創設経緯並びに目的に鑑み、森林環境譲与税を円滑に活用することで、森林整備をより効果的に推進するため、広い森林面積を抱える地方自治体へより多くの配分がなされるよう譲与基準の見直しを行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和5年9月29日。提出先といたしまして、衆議院議長 細田博之殿、参議院議長 尾辻秀久殿、内閣総理大臣 岸田文雄殿、総務大臣 鈴木淳司殿、財務大臣 鈴木俊一殿、農林水産大臣 宮下一郎殿。

以上の方々に提出させていただきます。

○議長（田中副武君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

委員会提出議案第4号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、委員会提出議案第4号については、原案のとおり可決されました。

◎発第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（田中副武君）

日程第41、発第1号 愛知淑徳学園飛驒林間学舎「淑友館」の取得に対する決議についてを議題といたします。

本件については、議員10名が提出者となっています。提出者代表の趣旨説明を求めます。

6番 尾里集務君。

○6番（尾里集務君）

ただいま日程第41号をもちまして議題に供していただきました発第1号につきまして、提出者を代表しまして趣旨説明を申し上げます。

議会委員会・議員提出議案の3ページを御覧ください。

発第1号 愛知淑徳学園飛驒林間学舎「淑友館」の取得に対する決議について。

下呂市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり、愛知淑徳学園飛驒林間学舎「淑友館」の取得に対する決議を提出する。令和5年9月29日提出。提出者、下呂市議会議員 尾里集務、鷺見昌己、田口琢弥、飯塚英夫、森哲士、中島ゆき子、今井政良、伊藤巖悟、一木良

一、中島達也。

4 ページを御覧ください。

決議文を朗読いたします。

愛知淑徳学園飛驒林間学舎「淑友館」の取得に対する決議。

愛知淑徳学園飛驒林間学舎「淑友館」については、同学園から下呂市に対し、建物敷地と周辺の山林を含み、無償で譲渡が可能である旨、提案があり、それを受け、下呂市としては、今後10年から20年程度使用ができる施設であること、また、民間事業者が小坂地域の振興拠点となる宿泊体験施設として活用運営したいとの強い意向があることを踏まえ、民間事業者の経営ノウハウや資金などの民間活力の導入により、地域の活性化に貢献すべく施設の有効活用が図れるものと判断し、取得の方向で検討が進められているものである。

市議会としては、この民間活力導入による施設活用計画には、賛同し、異議を申し立てるものではないが、当該施設の取得が市民の不利益につながるなど将来的なリスクを抱えることがないよう、下記の事項を含め、慎重に検討を進められることを強く求めるものである。

1つ、市の責務として、施設維持管理、最終的には施設の取壊し等の将来的な費用負担が生じることがないよう、市は施設を譲受後、速やかに民間事業者に無償譲渡すること。

2つ、民間事業者の健全な施設運営が図れるよう支援すること。

以上、決議する。令和5年9月29日。下呂市議会。

趣旨説明は以上でございます。

○議長（田中副武君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はございませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発第1号 愛知淑徳学園飛驒林間学舎「淑友館」の取得に対する決議について、本件を原案の

とおりに決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、発第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○議長（田中副武君）

日程第42、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議員派遣については、派遣することが決定をいたしました。

◎閉会中の継続調査申出について

○議長（田中副武君）

日程第43、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、所管事務等について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

ここで、市長より発言の申出がございましたので、これを許可いたします。

市長。

○市長（山内 登君）

本定例会の終了に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

まずもって、本会議に、また各委員会におきまして御審議、御審査を賜り、提出議案及び令和4年度決算の認定につきまして御承認いただきましたこと、誠にありがとうございました。

今後の市政運営につきましては、現在も依然として続いております円安、物価高から市民生活や地域経済を守るための対策は待ったなしの状況にあり、下呂市第10次総合対策の追加事業、特に子育て世代への支援を中心に、速やかにかつ着実に実行してまいります。

また、先ほど可決されました愛知淑徳学園飛騨林間学舎「淑友館」の取得に対する決議についてでございますが、本件については、昨年秋頃に学園側から、地域の活性化のため役に立つなら市へ無償譲渡してもいい、駄目なら早期の取壊しを検討するという申入れがございました。同施設は耐震も十分で、今後20年近くの使用にも耐え得るということでございましたので、学園には

しばらくの猶予期間をいただき、広く市民への聞き取りを行いました。その結果、地元小坂地域の民間事業者から、地域の活性化のために協力をしたいとの申出がございました。市としては、現在最重点で取り組んでおります人口減少対策と魅力あるまちづくりを推進するための具体的提案として大変ありがたく、小坂地域の観光や地域の活性化に役立つものと判断し、学園側の希望である市への無償譲渡を受け、公募の後、運営事業者へ貸し出す方向で、先般、議会に対し、全員協議会の場で説明をし、賛同を求めました。その際、一部の議員からは、将来の解体時の費用が発生するなどリスクが大きいとの発言もいただきました。

また、あわせて、今回決議が可決されたということですが、決議文の内容を拝見する限り、確認を要する部分もあるように存じますので、今しばらくの間、お時間をいただき、重ねて市側で検討を進めまして、また後日、改めて皆様に御協議をさせていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

最後になりますが、市民の皆様、議員各位にあつては、今後ますますの御健勝と御多幸を心よりお祈り申し上げ、閉会に当たっての私からの御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（田中副武君）

これをもちまして、本定例会に付議されました議案は全て議了いたしました。

これで、令和5年第5回下呂市議会定例会を閉会いたします。大変に御苦労さまでした。

午前11時05分 閉会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年9月29日

議 長 田 中 副 武

署名議員 1 番 鷺 見 昌 己

署名議員 2 番 田 口 琢 弥